



## IFALPA Dangerous Goods Committee in Bangkok 出席報告

### 1 : はじめに

2017年10月2~4日の3日間、バンコクにおいて IFALPA DG Committee が開催されました。地元タイを始め、シンガポール、香港といったアジア勢を含め9カ国から計13名の参加者がいました。前回までの会議同様、今回も多くの時間が Lithium Battery に関する内容に費やされました。以下で紹介する Smart Luggage や Portable Battery 等、近年はその形状や様相も様々に変化していること、そして様々な形態で航空輸送されています。Committee では航空輸送される Lithium Battery 火災に対する対処方法など、活発な意見交換が行われましたので合わせてご紹介します。

### 2 : Lithium Battery Fire in Cockpit 消火対策

航空会社によっては、Fire Response Kit として耐火手袋などがコックピット内に搭載されています。国内航空会社では JAL/ANA が同様のグローブを搭載しています (JAL が採用している耐火手袋はバッテリー火災対応に適した高い耐熱性を有しているようです)。このような手袋が搭載されている海外航空会社の中には、「SMOKE/FIRE FROM LITHIUM BATTERY」といったチェックリストも準備されています。DG Committee では、コックピット内で起きた Lithium Battery に起因する煙や火災への対応 procedure の作成とその Training を全ての航空会社の乗員に対して施すことを主張しています。コックピット内でバッテリー火災が発生した場合、乗員が負傷することなく正しい手順で確実に対処するためにも、チェックリストのような容易に参照可能な手段が必要です。それと同時に、消火方法に対する教育も必要と言えます。また、大原則に立ち返り、安全が確認できるまで「動かさない、触れない」ということが重要であることも議論されました。

### 3 : Smart Luggage の搭載



< Smart Luggage の一例 >

近年、Lithium Battery や GPS などが内蔵された「Smart Luggage」と呼ばれる Luggage が登場しました。これらも PED (Portable Electronic Device) として分別されるべきで、バッテリーが取り外せなければ貨物室には預入できず、機内持ち込みだけに制限されなければなりません。しかしながら、いく

つかのメーカーは、これを「Luggage 自身の lock や GPS に電力を供給しているただの荷物として扱う」という立場を取っています。ICAO DGP (Dangerous Goods Panel) \*はこれらの Luggage にはバッテリーが内蔵されているかどうかの確認を行い、内蔵されているバッテリーは取り外し可能であることに加え、Watt-hour の表示が施されるべきである、と呼びかけています。我々、乗員の把握していないところで、貨物室にこのような Smart Luggage が搭載されているという事態も今後予想されます。

\*DGP=ICAO における会議 (Dangerous Goods Panel)

2 年間に 1 回開催され、Working Group がその間に 2 回開催されます。ここで議論された内容は、ICAO Annex 18 や Technical Instruction に反映されます。IFALPA は ICAO DGP において Vote Member (賛否を投票出来る立場) であり、世界中の Pilot の声を、IFALPA を通じて当該規定類に取り入れることが出来る重要な Committee です。

#### 4 : Provisions for Dangerous Goods carried by Passengers or Crew の改訂予定

2019-2020 Edition へ向けて、条項の簡素化を測る為の ICAO への提案文章が考察されました。本来、Dangerous Goods carried by Passengers or Crew の表 (下記 Table8-1) にない物品は、機内持ち込み、受託ともに禁止されています。この表にない危険物を内包した製品が市場に多く出回っているため、DGP は Table8-1 に新たな Item を加えるため、頻繁に改訂を行なっています。Lithium Battery のように長期にわたり複数回の改訂が行われているものもあります。Table8-1 の中には数量制限されていない物もあります。中には、Lithium Battery のような Item を荷物内に大量に入れて運ぶ者もいます。改訂提案の中には、“このような Item 運搬は個人使用の場合のみ許容される” などがあります。以下は Table8-1 の一例です。

A-3

DGP/26-WP/35  
Appendix

Table 8-1. Provisions for dangerous goods carried by passengers or crew

Replace Table 8-1 with the following:

Dangerous Goods	Location		Approval of the operator(s) is required	Restrictions
	Checked baggage	Carry-on baggage		
<b>Batteries</b>				
1) Lithium batteries	Yes (except for h)	Yes	(see c) and d))	a) each battery must be of a type which meets the requirements of each test in the UN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3; b) each battery must not exceed the following: — for lithium metal batteries, a lithium content of 2 grams; or — for lithium ion batteries, a Watt-hour rating of 100 Wh; c) each battery may exceed 100 Wh but not exceed 160 Wh Watt-hour rating for lithium ion with the approval of the operator; d) each battery may exceed 2 grams but not exceed 8 grams lithium

#### 5 : 最後に

近年、Lithium Battery の普及は急速に広まっており、個人の携帯電話、タブレット、PC はもちろん、様々な形となって我々の気付かないような場所に内蔵、搭載され、そして航空機で運送されています。乗員にはそれらが火災になった際、適切な対応が求められています。その為の訓練や、チェックリストの配備が今後は益々重要になってくると考えられます。また、Lithium Battery に目が向けられがちですが、日々の運航においてもその他の危険物の輸送は頻繁に行われています。ALPA Japan DG 委員会は今後もそれらの情報を Up date し、皆様にお知らせしていきます。

以上

